

# CLAIR REPORT No.527

## オーストラリアにおける遺産の保護及び活用

Clair Report No.527 (August 22, 2022)

(一財) 自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル  
(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [webmaster@clair.or.jp](mailto:webmaster@clair.or.jp)

## はじめに

1901年に結成されたオーストラリア連邦は、日本と比較すると新しい国である。しかし、連邦結成以降はもとより、それ以前の植民地が置かれていた時代、さらにはヨーロッパからの入植が始まる以前の時代からの豊富な遺産が積極的に保護され、活用されてきている。

また、オーストラリアには、都市部に多く存在し日常生活で目にする歴史的建造物、流刑地としての歴史を刻む遺跡、先住民の文化や生活を今に伝える芸術性の高い壁画、雄大で美しい自然遺産など、優れた価値を有する多様な遺産が数多く存在している。そして、これらの遺産を後世に伝えていくための努力が続けられている。

一方、我が国においても、顕著な普遍的価値を有する世界遺産をはじめ多くの優れた価値を有する遺産が存在するが、これらを適切に保護し確実に後世に伝えていくためには、他国における制度や取組なども参考にしながら、遺産の保護や活用のあり方の改善を常に模索していくことが望まれる。

そこで、本レポートは、オーストラリアにおける遺産保護の歴史、連邦政府と州・特別地域政府の役割分担、遺産の分類といった基礎的な情報を整理し、さらに、オーストラリア連邦政府、ニューサウスウェールズ州政府、シドニー市における遺産の保護と活用のための取組を紹介するものである。

本レポートに示すオーストラリアにおける遺産の保護と活用の取組が、日本の地方自治体等が遺産の保護と活用の充実に向けての検討を進める際に参考になれば、幸いである。

【監修者代表】 (一財) 自治体国際化協会シドニー事務所長  
赤岩 弘智

## 目次

|  |    |
|--|----|
| はじめに .....   | 1  |
| 概要.....  | 4  |
| 第1章 日本における遺産分類と遺産保護の現状と課題 .....                    | 5  |
| 第2章 オーストラリアにおける遺産保護の歴史と連邦政府・州政府の役割分担.....          | 7  |
| 第1節 遺産保護の始まり .....                                 | 7  |
| 第2節 連邦政府・州政府の役割分担 .....                            | 8  |
| 第3節 Heritage Council（遺産評議会） .....                  | 9  |
| 第3章 オーストラリアにおける遺産の分類.....                          | 10 |
| 第1節 保護すべき遺産.....                                   | 10 |
| 第2節 遺産リストによる分類 .....                               | 11 |
| 第4章 オーストラリアにおける遺産保護の取組.....                        | 14 |
| 第1節 連邦政府の遺産戦略.....                                 | 14 |
| 第2節 ニューサウスウェールズ州における取組.....                        | 15 |
| 1 遺産法 .....  | 15 |
| (1) 概要 .....                                       | 15 |
| (2) 遺産法の見直し.....                                   | 15 |
| 2 遺産登録制度 .....                                     | 16 |
| (1) 概要 .....                                       | 16 |
| (2) 登録手順 .....                                     | 17 |
| (3) 登録された遺産の保護 .....                               | 17 |
| 3 遺産建造物の再利用.....                                   | 18 |
| (1) 概要 .....                                       | 18 |
| (2) シドニーのミントの再利用事例 .....                           | 19 |
| 第3節 シドニー市における取組 .....                              | 20 |
| 1 Heritage Floor Space (HFS) Scheme（遺産床面積枠組） ..... | 20 |
| (1) 枠組の概要（仕組み） .....                               | 20 |
| (2) 計画のインセンティブ .....                               | 23 |
| (3) HFS 授与の要件 .....                                | 23 |
| (4) HFS 市場の状況 .....                                | 24 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| (5) HFS を取得できない場合の代替手段 ..... | 25 |
| おわりに .....                   | 26 |
| 参考文献 .....                   | 27 |

## 概要

日本には各地域に様々な遺産が存在しており、自治体や地域コミュニティ等によって守られている。

オーストラリアは、その歴史は日本と比べて短いものの、入植以降の遺産や先住民の遺産が多く遺され保護されている。シドニーは入植者が初めて植民地化した地であり、とりわけ多くの遺産が存在している。筆者がシドニーで生活する中で、歴史的建造物などの多くの遺産が街に溶け込み、単に保存されるだけでなく、人々に日常的に利用されていることを知った。日本では遺産といえば主に観光利用されているイメージを持っていたため、シドニーでオフィスなどにも利用されていることに驚き、今回の調査のきっかけとなった。

オーストラリアにおいてどのようなものが遺産とされているのか、そして、遺産の再利用と絡めた保護の方法等を、本レポートでは主にニューサウスウェールズ州及びシドニー市の取組に焦点を当てて整理する。

なお、本レポートにおいて「ドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指し、便宜上、一律に1ドル=85円として扱う。

## 第1章 日本における遺産分類と遺産保護の現状と課題<sup>1</sup>

文化財とは、様々な人々と諸民族からなる国々とが交渉し合って形成された世界の長い歴史の中で生まれ、今日に伝えられてきた人類の貴重な財産である。それは、世界の国々の歴史や文化的伝統の理解に欠かすことができないものであると同時に、世界の国々の文化の発展の基礎をなすものである。したがって、世界の国々が自国の文化財の保護を図ることは、自らの文化的な基盤を維持し、これを発展させる上で重要であるばかりでなく、世界の文化の多様な発展にも寄与することになる。世界遺産は大きく分けて世界文化遺産と世界自然遺産、そしてこれら2つに関連する世界複合遺産に分けられている。

日本における文化財は文化財保護法において有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型に分類されている<sup>2</sup>。国は同法に基づいて、これらを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定し、その現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、その保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じている。さらに、日本を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコ（国連教育科学文化機関）に推薦し、世界文化遺産への登録を推進している。

なお、文化財のほかにも日本各地に埋蔵文化財等の未指定文化財や伝統工芸品、名所、旧跡、景勝地なども含めた様々な文化遺産が存在する。これらの遺産を保護し後世に伝えていくことは、現在を生きる我々の責務であるが、自然災害や人的要因により維持管理が困難となり、消滅の危機に瀕しているものもある。地域によって現状と課題は様々であるが、和歌山県を例にとってみると、大きく分けて4つの課題が挙げられる。まず、文化財の調査及び指定、実態把握が不十分であること、次に人口減少と少子高齢化により文化財を支える人々が少なくなっていること、3つ目に落書きや

---

<sup>1</sup> 本章の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

文化庁ホームページ

[<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/kokusai/hitsuyosei.html>]（最終閲覧日 2022年1月28日）

和歌山県文化財保存活用大綱

[[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00207215\\_d/fil/wakayamakentai-kou.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00207215_d/fil/wakayamakentai-kou.pdf)]（最終閲覧日 2022年1月28日）

<sup>2</sup> 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第2条

[<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0100000214>]（最終閲覧日 2022年1月28日）

盗難などの犯罪と地震や風水害などの自然災害への対策が急務であること、最後に文化財の保存や活用のための費用負担が増加していることである。

## 第2章 オーストラリアにおける遺産保護の歴史と連邦政府・州政府の役割分担

オーストラリアの政府構造は、連邦、州（首都特別地域及び北部特別地域を含む）及び地方自治体の三層制である。首都特別地域及び北部特別地域は、準州として、州に準ずるものと位置づけられている<sup>3</sup>。

1997年に概ね合意され、その後に署名された **Heads of Agreement on Commonwealth and State Roles and Responsibilities for the Environment**（環境に対する連邦と州の役割と責任に関する協定）の中で、連邦及び州の遺産に対する責任の所在が明確化された。これにより、州又は地方自治体が円滑かつ効果的に決定を行えない場合のみ、国が保護政策を決定できることになった。全ての州及び地方自治体は、独自に遺産に関する政策や方針を定めることができる。また、連邦政府レベルでは、1999年に **The Environment Protection and Biodiversity Conservation Act**（EPBC Act、環境保全及び生物多様性保全に関する法律）が制定され、遺産保護政策にとっても重要な改革となった。これは、遺産に対するオーストラリア連邦政府の役割と責任を定めたものである<sup>4</sup>。

### 第1節 遺産保護の始まり

1945年のナショナルトラスト運動の始まりがオーストラリアにおける遺産保護の重要な転機となった。その後、オーストラリア連邦政府は、1972年に世界自然・文化遺産の保護に関するユネスコ条約に署名し、1975年に **The Australian Heritage Commission**（オーストラリア遺産委員会）<sup>5</sup>を設置した。

2004年には、**The National Heritage Protocol**（国定遺産議定書）が策定された。これは、文化遺産、自然遺産、先住民族遺産を保護するための連邦政府、州政府の制度を調整するための取り決めである。これに基づき、州政府は、遺産に関する法令を制定し、遺産についての広範な登録を行い、その目録を作成し、国立公園、保護区、先住民保護区の重要な遺産地域を保護し、遺産に対するコミュニティの取組を支援するための資金を提供した。

---

<sup>3</sup> 以降、特別に定義しない限り、州と特別地域を総称して「州」という。

<sup>4</sup> オーストラリア連邦政府「**Australian Heritage Strategy**」1.2

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/australian-heritage-strategy-2015.pdf>]（最終閲覧日 2022年3月7日）

<sup>5</sup> なお、**The Australian Heritage Commission**は2004年に廃止され、その機能は**Heritage Council**に引き継がれている。

地方自治体においても、都市計画により多くの不動産や財産を法律に基づく保護の対象とし、またコミュニティも自然及び文化的環境が持続可能なものとして維持されるよう取り組んでいる<sup>6</sup>。

## 第2節 連邦政府・州政府の役割分担

1997年11月、The Council of Australian Governments（オーストラリア政府間協議会）は、Heads of Agreement on Commonwealth and State Roles and Responsibilities for the Environmentに概ね合意し、その後、連邦政府首相と全ての州政府首相とAustralian Local Government Association（全豪地方自治体協会）会長が協定に署名した。合意の中で、連邦政府及び州政府は、環境に関する政府間のより効果的な枠組みを開発するために、5つの分野における改革が必要であることに合意した。そのうちの一つの分野が、遺産をリスト化し、保護し、管理することに関するものである。遺産の特定、保護、及び管理に関する既存の連邦及び州の取り決めに整理し、連邦と州の役割と責任を設定すること、各レベルの政府による遺産の保護のために、必要に応じて基準及びガイドラインを設定すること、国定遺産をリスト化すること、州の遺産と遺産保護のための法律を連邦政府が最大限尊重することが合意された。遺産保護における連邦及び州の責任が明確化されたのである。この協定の多くの重要な要素は、1999年に制定されたEPBC Actによって具体化された<sup>7</sup>。EPBC Actは、オーストラリア国内外の重要な動植物、生態系コミュニティ、及び遺産を保護及び管理するための法的枠組みとなっている<sup>8</sup>。

---

<sup>6</sup> オーストラリア連邦政府「Australian Heritage Strategy」1.2

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/australian-heritage-strategy-2015.pdf>]（最終閲覧日 2022年3月7日）

<sup>7</sup> 1997 Council of Australian Governments「Heads of agreement on Commonwealth and State roles and responsibilities for the Environment」

[<https://www.awe.gov.au/environment/epbc/publications/coag-agreement>]（最終閲覧日 2022年2月1日）

<sup>8</sup> ENVIRONMENT PROTECTION AND BIODIVERSITY CONSERVATION ACT 1999 (CTH): A NEW ERA FOR COMMONWEALTH - QUEENSLAND ENVIRONMENTAL RELATIONS p.3

[<https://documents.parliament.qld.gov.au/explore/ResearchPublications/research-Bulletins/rb0899hg.pdf>]（最終閲覧日 2022年2月1日）

### 第3節 Heritage Council (遺産評議会) <sup>9</sup>

Heritage Council は、連邦及び各州に存在し、それぞれ連邦及び各州の遺産に係る似通った役割を果たしている独立した機関である。主に遺産に関する専門知識を持つ者によって構成されており、遺産に関する評価、助言、政策立案及び支援において重要な役割を果たしている。その主な役割は、例えば連邦の Heritage Council であれば以下のとおりである。

- ・ National Heritage List (国家遺産リスト) と Commonwealth Heritage List (連邦遺産リスト) に載せる遺産を評価する<sup>10</sup>。
- ・ 国家遺産リスト又は連邦遺産リストに載せる遺産を指定する。
- ・ 遺産の特定、評価、保存、監視を促進する。
- ・ 連邦及び連邦政府関係機関の遺産に係る戦略及び管理計画の準備及び修正を含む、様々な遺産に係る課題について大臣に助言する。

各州の Heritage Council は、その州の遺産について連邦の Heritage Council と同様の役割を担っている。

---

<sup>9</sup> 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

オーストラリア連邦政府ホームページ

[<https://www.awe.gov.au/parks-heritage/heritage/organisations/australian-heritage-council/about>] (最終閲覧日 2022 年 3 月 7 日)

ニューサウスウェールズ州政府ホームページ [<https://www.heritage.nsw.gov.au/what-we-do/heritage-council-of-nsw/>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

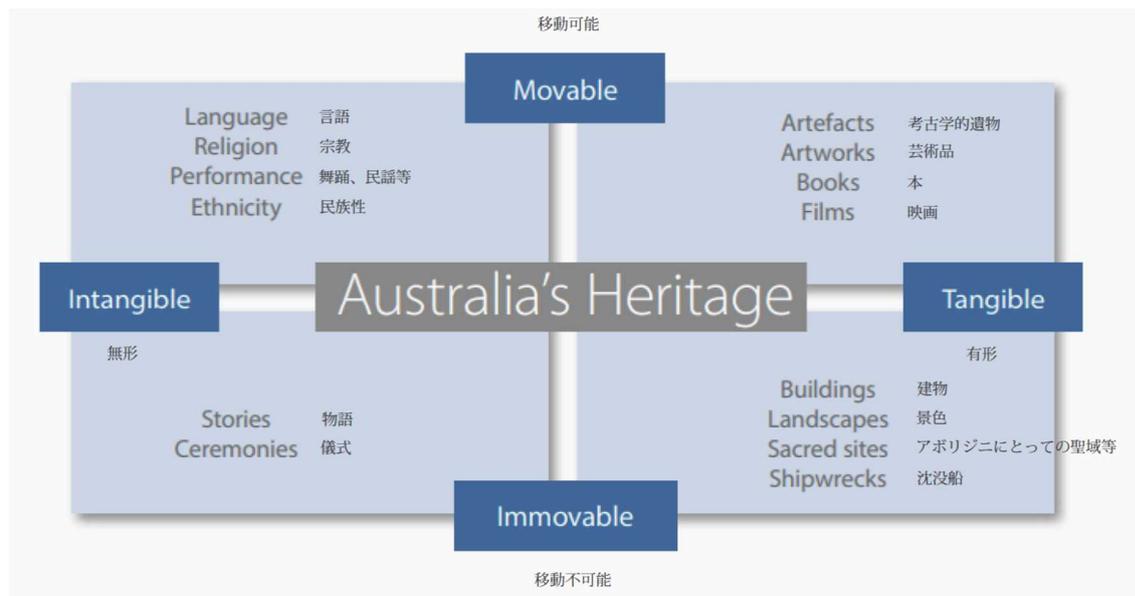
<sup>10</sup> 国家遺産リストと連邦遺産リストについては、第3章第2節で後述。

### 第3章 オーストラリアにおける遺産の分類

#### 第1節 保護すべき遺産

オーストラリアには、豊かな自然や過去から受け継がれてきた多くの文化が存在し、国のアイデンティティを支えている。遺産には非常に明確な文化的及び教育的な価値があり、人々のアイデンティティと幸福感を増し、地域経済に利益をもたらし、社会的結束を促進している<sup>11</sup>。

図表1が示すように、遺産は多岐に渡る側面を持っている。



(図表1) 遺産の側面<sup>12</sup>

(出典：オーストラリア連邦政府「Australian Heritage Strategy December 2015」<sup>13</sup>)

遺産の種類は、自然遺産、歴史遺産、先住民族遺産の大きく3つに分類されている。自然遺産は、生物多様性、地質多様性及び生態学的なプロセスを示す重要な遺産であり、例としては、珍しい種が多く生息する西オーストラリア州の Stirling

<sup>11</sup> ニューサウスウェールズ州政府「Review of NSW Heritage Legislation DISCUSSION PAPER April 2021」p.20[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/other/15549/Discussion%20Paper%20-%20Review%20of%20NSW%20Heritage%20Legislation%20-%20April%202021.pdf>] (最終閲覧日 2022年2月1日)

<sup>12</sup> 図表1は筆者が日本語を加筆。

<sup>13</sup> オーストラリア連邦政府「Australian Heritage Strategy December 2015」p.8 [ <https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/australian-heritage-strategy-2015.pdf>] (最終閲覧日 2022年2月1日)

Range National Park（スターリング・レンジ・ナショナル・パーク）や、恐竜の痕跡が見られる Lark Quarry（ラク採石場）などがある。歴史遺産は、過去数世紀に渡るオーストラリア社会の歴史にまつわるものであり、また、美術的、科学的にも重要なものである。代表的なものに、シドニーのハーバブリッジ、オペラハウス、ボンダイビーチなどが挙げられる。先住民族遺産は、先住民にとって特に重要な景観、場所及び地域であり、歴史や伝統を支えてきたものである。その代表例としては、先住民族によって伝統的に使用されてきた Kakadu National Park（カカドゥ国立公園）や Brewarrina Fish Traps（ブレウォリナ・フィッシュトラップ）、Wurrurrwuy Stone Arrangements（Wurrurrwuy の環状列石）などがある。

このような遺産は旅行者にとっても魅力的な存在であり、オーストラリア全体で、遺産による経済的効果は年間で 154 億ドル（約 1 兆 3,000 億円）にもなり、直接的及び間接的に雇用の創出にもつながっている。このように、オーストラリアにおける遺産は、社会的、精神的、経済的、環境的に非常に重要なものであることから、将来へ受け継ぐために保護政策がとられている<sup>14</sup>。

## 第2節 遺産リストによる分類

オーストラリアでは、遺産の場所や価値を特定、保護し、遺産の重要性を伝えるための基礎として遺産リストを作成し、使用している。連邦、州、地方自治体などの様々なレベルで遺産リストが作成されており、コミュニティやナショナルトラスト等の民間の専門組織によって管理されているリストもあれば、連邦や州、地方自治体で管理されているものもある。これらのリストは、自然史や文化史における重要性、特定の期間において高度な創造的又は技術的な成果を示すものであるかどうか、自然史又は文化史において重要な個人又はグループの生活や作品との関連性などを基準としてリスト化されている<sup>15</sup>。

オーストラリアでは、遺産を管理するための4つのレベルの主要な枠組みが法定されており、図表2はその4段階のレベルの遺産リストを示すものであり、これら遺産の識別と管理を担当する機関も示している。例えば、ニューサウスウェールズ州によ

---

<sup>14</sup> オーストラリア連邦政府「Australian Heritage Strategy December 2015」pp.7-12  
[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/australian-heritage-strategy-2015.pdf>]（最終閲覧日 2022 年 3 月 7 日）

<sup>15</sup> オーストラリア連邦政府及びオーストラリア遺産評議会「GUIDELINES FOR THE ASSESSMENT OF PLACES FOR THE NATIONAL HERITAGE LIST」p.5  
[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/nhl-guidelines.pdf>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）

って重要とみなされた遺産については、州の遺産法に基づきニューサウスウェールズ州政府が責任を負っている<sup>16</sup>。

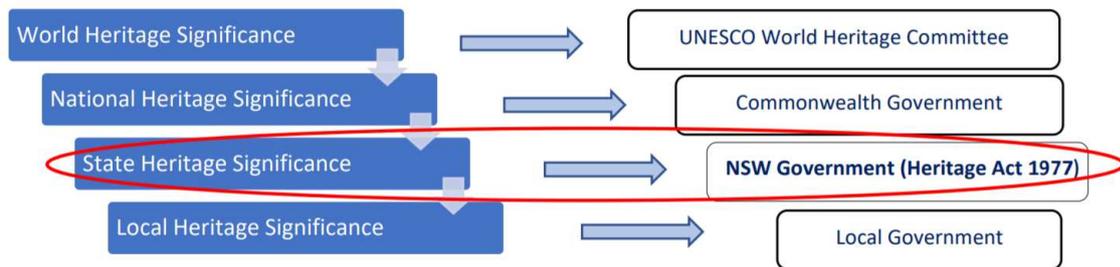


Figure 1: Statutory heritage frameworks operating in NSW

(図表 2) 遺産管理のためのフレームワーク

(出典：ニューサウスウェールズ州政府「Review of NSW Heritage Legislation DISCUSSION PAPER April 2021」<sup>16</sup>)

この中で最高レベルのリストは、ユネスコにより認定された世界遺産であり、Kakadu National Park やシドニーオペラハウスなどがこれに含まれる。連邦政府が管轄する土地と水域にある自然遺産、歴史遺産、あるいは先住民族遺産は Commonwealth Heritage (連邦遺産) リストに一覧表示されている。連邦政府所有でないが国にとって重要であると認定された自然遺産、歴史遺産、あるいは先住民族遺産は National Heritage (国家遺産) に登録されている<sup>17</sup>。変わったものでは、オーストラリアの領海に存在する沈没船、墜落した飛行機の残骸なども遺産とされ、その数は 8,000 件以上にも上る。国外にあるオーストラリアにとって歴史的な意義を有する場所も遺産とされており、トルコのアンザック湾、パプアニューギニアのココダ

<sup>16</sup> ニューサウスウェールズ州政府「Review of NSW Heritage Legislation DISCUSSION PAPER April 2021」 p.14

[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/other/15549/Discussion%20Paper%20-%20Review%20of%20NSW%20Heritage%20Legislation%20-%20April%202021.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

<sup>17</sup> オーストラリア連邦政府及びオーストラリア遺産評議会「GUIDELINES FOR THE ASSESSMENT OF PLACES FOR THE NATIONAL HERITAGE LIST」 p.5

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/nhl-guidelines.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

オーストラリア連邦政府「Australian Heritage Strategy」 p.15

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/australian-heritage-strategy-2015.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 3 月 7 日)

トレイル、オックスフォード大学のサーウィリアムダン病理学研究所の3カ所が認定されている<sup>18</sup>。

---

<sup>18</sup> オーストラリア連邦政府ホームページ

List of Overseas Places of Historic Significance to Australia

[<https://www.awe.gov.au/parks-heritage/heritage/places/list-overseas-places-historic-significance-australia>] (最終閲覧日 2022年2月1日)

Australasian Underwater Cultural Heritage Database

[<https://www.awe.gov.au/parks-heritage/heritage/underwater-heritage/auchd>] (最終閲覧日 2022年2月1日)

## 第4章 オーストラリアにおける遺産保護の取組

第1章で述べたように、日本においては、遺産は自然災害や人的要因、開発などの脅威にさらされているが、それはオーストラリアにおいても同様である。また、不十分な保護対策や資金不足により、遺産が劣化したり破壊されてしまう場合もある。オーストラリアの都市部には植民地時代の遺産が数多くあるが、そのような人の集まる場所にあるモニュメントなどは破壊行為や落書きなどの対象になりやすい。さらに、人里離れた場所にある遺産も破壊行為や落書きの対象となっている。遺産保護の取組の例として紹介すると、そのような遺産を保護するために、あえて場所が公開されていない遺産も存在する。たとえば、オーストラリア国家遺産に登録されている **Kuring-gai Chase National Park**（クーリングガイチェイス国立公園）、**Lion Island**（ライオン島）、**Long Island**（ロング島）、**Spectacle Island**（スペクタクル島）の自然保護区には貴重なアボリジニの壁画等が存在するが、その場所についての詳細は、保護を目的として公表されていない<sup>19</sup>。

本章では、連邦政府、州及び地方自治体での代表的な取組をそれぞれ紹介する。

### 第1節 連邦政府の遺産戦略<sup>20</sup>

EPBC Act に基づき、連邦政府は、世界遺産、国家遺産、連邦遺産などの主要な遺産の特定、保護、管理に責任を負っており、遺産保護について国全体の指導的役割を担っている。一部の州及び多くの地方自治体や民間組織には以前から遺産戦略があったが、国家としての戦略はかつては存在していなかった。そこで、2013年に連邦政府は、遺産を評価、保護、管理する上での政府、コミュニティ、及び民間団体の役割を明確化し、また、遺産保護についてのパートナーシップを強化するために遺産戦略を打ち出した。

この戦略はオーストラリア全土の遺産の特定、保護、及び管理に関連しており、ここで打ち出された具体的な戦略の多くは、州、地方自治体及び民間部門やコミュニティ組織との間の協力やパートナーシップによって実現されるものである。この戦略は具体的な目標として、連邦政府のリーダーシップを強化すること、地方自治体や地域コミュニティ等とのパートナーシップを強化すること、コミュニティに遺産にこれま

---

<sup>19</sup> オーストラリア遺産評議会「Protection of Australia's Commemorative Places and Monuments」p.3

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/protection-australia-commemorative-places-monuments.pdf>]（最終閲覧日 2022年2月1日）

<sup>20</sup> 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

オーストラリア連邦政府「Australian Heritage Strategy」1.3-1.4

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/australian-heritage-strategy-2015.pdf>]（最終閲覧日 2022年2月1日）

で以上に関わってもらふことの3つを掲げており、それぞれについてさらに詳細な目標と課題を設定している。

## 第2節 ニューサウスウェールズ州における取組

### 1 遺産法<sup>21</sup>

#### (1) 概要

ニューサウスウェールズ州は南オーストラリア州に次いでオーストラリアで2番目に古い遺産法を制定しており、古くから続く遺産保護の歴史を有している。1977年に制定されたこの遺産法は、遺産が過剰な開発による脅威にさらされているという地域社会の懸念に応じて導入され、遺産の喪失を食い止めることを主目的としている。施行以来、状況の変化を反映して法改正を重ねており、現在この遺産法は、ニューサウスウェールズ州にとって重要であると考えられている自然、文化及び建造物の遺産を保護している。同法は、遺産に対して予防的及び事後的な保護を与えるために以下の仕組みを確立している。

- ・遺産の保護及び保全に関する勧告を行う機関として Heritage Council of NSW (ニューサウスウェールズ州遺産評議会) を設立する
- ・ニューサウスウェールズ州政府が暫定及び緊急の遺産命令を発令する機能
- ・州にとって重要な遺産を認識し、保護するために、州の State Heritage Register (遺産登録制度) を確立する
- ・歴史的な難破船や遺物を保護する
- ・遺産所有者に対して、登録された遺産に変更を加える際に承認を求めるよう要求する
- ・登録された遺産の管理と修理の最低基準を設定する
- ・登録された遺産への危害に対応するため、州のコンプライアンスと執行力を確立する
- ・ニューサウスウェールズ州政府に、州の遺産を認識し保護するように求める

#### (2) 遺産法の見直し

過去10年間における多くの変化が、法の運用状況を根本的に変えてきている。史上最大規模ともいわれる被害をもたらした2019年から2020年にかけての山火事は、自然災害と気候変動の影響が遺産保護にどのように影響するのかを浮き彫りにし、新

---

<sup>21</sup> 本項の執筆にあたっては以下の文献を参考にした。

ニューサウスウェールズ州政府「Review of NSW Heritage Legislation DISCUSSION PAPER April 2021」

[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/other/15549/Discussion%20Paper%20-%20Review%20of%20NSW%20Heritage%20Legislation%20-%20April%202021.pdf>] (最終閲覧日 2022年2月1日)

型コロナウイルス感染症は、雇用創出と経済回復における遺産の役割を明確にした。また、社会における遺産に対する理解についても、遺産はその歴史的価値以上のものとしてますます認識されてきており、その社会的、経済的、環境的、健康及び福祉の側面が強く認識されてきている。

このような変化の下で、現行の遺産法の時代に即していない問題点が多数浮彫りとなってきている。そのため、この遺産法は現在見直しが検討されており、より現状に即した法律に改正される予定である。

## 2 遺産登録制度

### (1) 概要

多くの州や自治体で、遺産登録が制度化されている。ニューサウスウェールズ州では 1977 年に制定された遺産法で、より効率的かつ効果的に遺産を管理・保護することを目的として遺産を登録し、リスト化することが規定されている。遺産として重要な項目を特定し、リスト化することはコミュニティにとって大切な場所やものを保護及び管理するための最初の一步だと考えられているからである<sup>22</sup>。遺産法により、ニューサウスウェールズ州の人々にとって特に重要な遺産が遺産登録され、法定リストとなる仕組みが確立されている。2021 年 4 月時点で 1,700 を超える遺産が登録されており、永続的な保護の対象となっている<sup>23</sup>。

ニューサウスウェールズ州の遺産担当部署によると、遺産登録の制度化により、遺産保護に関する態度と考え方が根本的に変化したと考えられている。遺産登録が制度化される以前は、遺産が破壊等の脅威にさらされた際に緊急保護のためリスト化されることがよくあったが、州の遺産登録の制度化により遺産の重要性に基づいて予めリスト化し、脅威にさらされる前に確実に保護することができるようになっている<sup>24</sup>。

---

<sup>22</sup> ニューサウスウェールズ州ホームページ「Heritage NSW」

[<https://www.heritage.nsw.gov.au/protecting-our-heritage/>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

<sup>23</sup> ニューサウスウェールズ州政府「Review of NSW Heritage Legislation DISCUSSION PAPER April 2021」 p.6

[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/other/15549/Discussion%20Paper%20-%20Review%20of%20NSW%20Heritage%20Legislation%20-%20April%202021.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

<sup>24</sup> Parliament NSW「Report No. 59 - Standing Committee on Social Issues - Review of the Heritage Act 1977」 p.5

[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/inquiries/2814/Report%20No.%2059%20-%20Standing%20Committee%20on%20Social%20Issues%20-%20Review%20of%20the%20Heritage%20Act%201977.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

## (2) 登録手順<sup>25</sup>

リスト化の対象となる遺産は、特定の場所、建物、作品、移動可能な物体であり、その重要性は遺産の歴史的、科学的、文化的、社会的、考古学的、建築的、自然的、又は美的価値を基準に判断される。

遺産法の中で、その登録手続について詳細が定められている。ニューサウスウェールズ州の環境大臣は、Heritage Council of NSW の推薦にしたがって州の遺産リストに掲載する遺産を指定することができることとされている。その際に、検討しなければならない事項がいくつかあり、登録する必要があるという Heritage Council of NSW の推薦があることを前提に、長期保存が可能かどうか、登録することにより遺産が合理的又は経済的に使用することができなくなるかどうか、またその所有者、抵当権者、借主に過度の経済的困難が生じるかどうかを考慮しなければならない。この遺産リストは Heritage Council of NSW によって管理されている。

## (3) 登録された遺産の保護

遺産として登録されると、関係機関による承認が無い限り、建物又は作品を取り壊すこと、場所や土地を損傷又は破壊すること、遺物を発見又は移動する目的で発掘すること、建物や作品、土地に関連した開発を行うこと、変更を加えること、建物や土地に通知や広告を掲示すること、その上にある植物を損傷、破壊又は取り除くことが禁止される<sup>26</sup>。

また、ニューサウスウェールズ州の遺産法には、州の遺産登録簿に記載されている遺産の保守と修理の最低基準も規定されており、建物・遺産とされる作品・遺物の天候による損傷や劣化からの保護（屋根、ドア、窓の耐候性などを含む）、火災による損傷又は破損からの保護（建物、遺産とされる作品、又は遺物などに対するもの）、防犯（破壊行為を防止するための柵の設置及び監視手段を含む）、重要なメンテナン

---

<sup>25</sup> Parliament NSW 「Report No. 59 - Standing Committee on Social Issues - Review of the Heritage Act 1977」 p.7

[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/inquiries/2814/Report%20No.%2059%20-%20Standing%20Committee%20on%20Social%20Issues%20-%20Review%20of%20the%20Heritage%20Act%201977.pdf>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）

<sup>26</sup> Parliament NSW 「Report No. 59 - Standing Committee on Social Issues - Review of the Heritage Act 1977」 pp.7-8 [<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/inquiries/2814/Report%20No.%2059%20-%20Standing%20Committee%20on%20Social%20Issues%20-%20Review%20of%20the%20Heritage%20Act%201977.pdf>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）

スと修理（重大又は修復不可能な損傷や劣化を防ぐために必要なメンテナンスと修理）についても定められている<sup>27</sup>。

現在、リスト化されている全ての遺産項目は同じように扱われ、一貫した標準的な規制管理が適用されているが、これでは遺産の種類や状況の違いによって柔軟に対応することができないという問題も抱えており、遺産法改正の論点の一つとなっている<sup>28</sup>。

### 3 遺産建造物の再利用<sup>29</sup>

連邦、州、地方自治体は、それぞれ遺産の保護と再利用を奨励し、その歴史的背景が失われないようにするための新しい開発を促進しようとしている。ニューサウスウェールズ州では、遺産をそのまま保存するのではなく、保存すると同時にオフィスや公共用建物としての再利用にも取り組んでいる。シドニー市内にも遺産価値を維持しつつも現代的な用途に再利用されている建物が多数存在している。

#### (1) 概要

現在、ニューサウスウェールズ州内には 2 万を超える遺産指定建造物があるが、そのような歴史的建造物の多くは今日ではもはや存在しない用途のために建てられたものである。使われていない建物は放置されやすく、また崩壊してしまう恐れもあるため、新しい用途で使用することで、将来に渡って維持し保護することが可能になる。

歴史的建造物を新しい用途に適応させることで、建物に新しい経済的用途を提供することにもなる。歴史的地域に立地する商業施設の賃貸料は、一般の賃貸物件より割高となっており、再利用された建物は地域に資本的価値を付加している。また、地方

---

<sup>27</sup>Parliament NSW 「Report No. 59 - Standing Committee on Social Issues - Review of the Heritage Act 1977」 pp.7-8 [<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/inquiries/2814/Report%20No.%2059%20-%20Standing%20Committee%20on%20Social%20Issues%20-%20Review%20of%20the%20Heritage%20Act%201977.pdf>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）

<sup>28</sup>ニューサウスウェールズ州政府 「Review of NSW Heritage Legislation DISCUSSION PAPER April 2021」 p.14

[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/other/15549/Discussion%20Paper%20-%20Review%20of%20NSW%20Heritage%20Legislation%20-%20April%202021.pdf>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）

<sup>29</sup> 本項の執筆にあたっては下記文献を参考とした。

Heritage Council of New South Wales 「NEW USES FOR HERITAGE PLACES – GUIDELINES FOR THE ADAPTATION OF HISTORIC BUILDINGS AND SITES」 [<https://www.environment.nsw.gov.au/-/media/OEH/Corporate-Site/Documents/Heritage/new-uses-for-heritage-places-guidelines-for-historic-buildings-sites-adaptation.pdf%20>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）

部においては、遺産建築物を現代の施設として利用することで、街並みを改善し、観光を奨励する材料となり、地域に付加価値を与えることができる。ただし、再利用することにより、建物の長期的な維持だけでなく、保全と再利用するためのコストを賄うのに十分な経済的価値を生み出す必要がある。そうでない場合は将来の再開発の対象となってしまうため、長期的なメリットを考慮しない限り、継続的に変更が加えられることになり、遺産価値が損なわれる結果にもつながりうるからである。

環境の側面からも遺産の再利用には意味があると考えられている。建設廃棄物はオーストラリアの埋め立て量の33%を占めており、既存の建物や材料をリサイクルすることで建設廃棄物を大幅に削減し、持続可能性を高めることができる。また、多くの古い建造物は、現在のもものと比べ修理や建て替えをする頻度が半分の割合で済む材料と技術で建築されているため、再利用することで長持ちし、長期的により経済的で環境に優しいものになる。

## (2) シドニーのミントの再利用事例

シドニーの The Mint (ミント) はニューサウスウェールズ州の遺産として登録されており、1855年から1926年まで造幣局として使用されていた建物である(図表3)。その後1997年まで政府機関及び法廷として機能していたが、その間に一部が使用されず取り壊されてしまったり、湿気やシロアリによって損傷を受けていた。重要ではあるが放置されてしまっているこの遺産に対して、最高の遺産保護理論とその実践を高度な現代建築と組み合わせることにより再利用するプロジェクトが持ち上がった。プロジェクトでは、工事前に、建物に対してどうアプローチするか、問題点やリスクなどを特定するためかなりの時間が費やされ、また、厳正な選考プロセスによって選ばれた優秀な技術者が工事を担当した。遺産の元からあった構造はできる限り保存したうえで現代建築と組み合わせられて生まれ変わったこの建物は現在、州政府の出先機関及び公共オープンスペースとして利用されている。



(図表3) ミント外観

(出典: Heritage Council of New South Wales 「NEW USES FOR HERITAGE PLACES – GUIDELINES FOR THE ADAPTATION OF HISTORIC BUILDINGS AND SITES」<sup>30)</sup>)



(図表4) ミント内部。遺産の構造をできるだけ保存したうえで再利用している。

(出典：Heritage Council of New South Wales「NEW USES FOR HERITAGE PLACES – GUIDELINES FOR THE ADAPTATION OF HISTORIC BUILDINGS AND SITES」<sup>30)</sup>

### 第3節 シドニー市における取組

#### 1 Heritage Floor Space (HFS) Scheme (遺産床面積枠組)

シドニー市は、シドニー中心部の歴史的建造物の保存と継続的な維持のためのインセンティブを提供することを目的に、Heritage Floor Space Schemeを策定している<sup>31)</sup>。この枠組はシドニー市独自の取組であり、世界中の自治体から参考とされている<sup>32)</sup>。

##### (1) 枠組の概要(仕組み)

この枠組では、遺産建築物の所有者が、特定の基準を満たしていることを条件として、遺産の保全管理計画を作成し、保全作業を完了した後に、HFS(遺産床面積)を授与される。HFS(遺産床面積)とは、Sydney Local Environmental Plan 2012(シドニー地域環境計画 2012)に基づいて遺産に登録されている建物に付与される

---

<sup>30)</sup> 「NEW USES FOR HERITAGE PLACES – GUIDELINES FOR THE ADAPTATION OF HISTORIC BUILDINGS AND SITES」

p.36[<https://www.environment.nsw.gov.au/-/media/OEH/Corporate-Site/Documents/Heritage/new-uses-for-heritage-places-guidelines-for-historic-buildings-sites-adaptation.pdf>] (最終閲覧日 2022年2月1日)

<sup>31)</sup> ニューサウスウェールズ州 (version for 10 December 2021) 「Sydney Local Environment Plan 2012」 6.10

[<https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/epi-2012-0628#pt.6-div.1-sdiv.1>] (最終閲覧日 2022年2月1日)

<sup>32)</sup> シドニー市職員 (Tony Smith, Urban Design & Heritage Manager, City of Sydney) 聞き取り (2022年1月14日)

譲渡可能な床面積を意味している。また、授与とは、市議会の議決を得るとともに特定の要件を満たすことで HFS についての市の遺産床面積登録簿に一定量の遺産床面積が登録されることである<sup>33</sup>。

遺産である建物の所有者は、建物の保全作業をする際、あるいは開発しようとする対象地が建物の所在する土地を含む際に HFS の授与をシドニー市に申請することができる。所有者はあらかじめ一定の要件を満たす保全管理計画を作成し、それに基づき保全作業を完了した後に HFS を受け取ることができる。所有者はシドニー市と同意書を交わし、建物と土地の使用制限をかけられることになる。以降、遺産建築物について総床面積と高さを対象として将来の再開発が制限され、保全管理計画にしたがって定期的なメンテナンスを行い、建物を継続的に保全する義務が所有者に生じる。

遺産建築物所有者は、授与された HFS を自ら使用することも可能であるが、定められた条件を満たす個人や団体に売却することもできる（図表 5）。売却した場合は、その後、その遺産に対して総床面積や高さを増やすことができなくなる。HFS の売却又は譲渡は所有者と購入者間の私的な取引であり、シドニー市はここに介入しない。HFS の購入を検討する者が HFS の所有者を特定することができるよう、シドニー市はホームページ上で HFS の概要を定期的に公開している。HFS の購入価格は、所有者と購入者の間で決定され、市場の状況によって変動する<sup>34</sup>。

シドニー市においては、Sydney Local Environment Plan 2012 に基づき、建物に対してその延べ床面積の敷地面積に対する割合及び高さに制限が設けられているが、HFS を購入した者はその制限を超えて、購入した HFS に応じて建築物の階を増やすことができる一方で、HFS を売却して得た資金は必ず遺産建築物の保護とその継続的な管理に充てられなければならないこととされている。

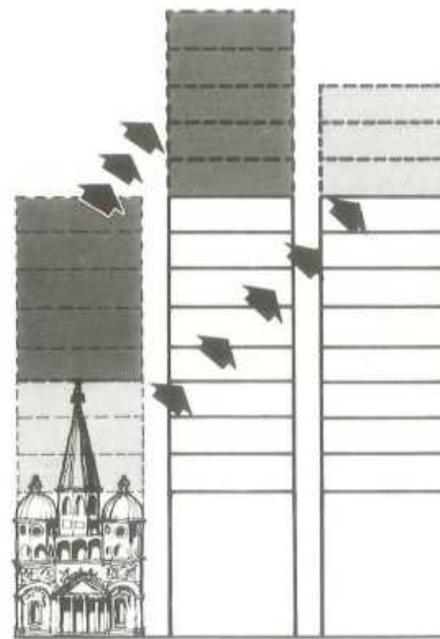


Fig. 96. Transfer of Development Potential

(図表 5) HFS 売却のイメージ

(出典：シドニー市プレゼンテーション資料)

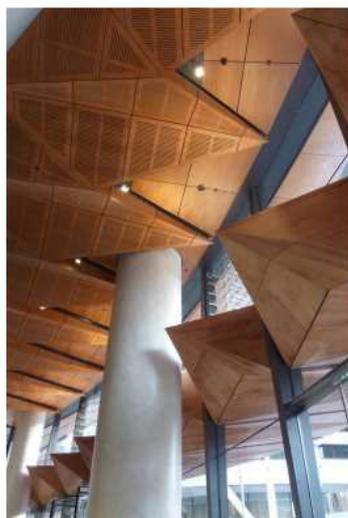
<sup>33</sup>ニューサウスウェールズ州 (version for 10 December 2021) 「Sydney Local Environment Plan 2012」 5.1.6 [https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/epi-2012-0628#pt.6-div.1-sdiv.1] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

<sup>34</sup> シドニー市ホームページ [https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/cultural-support-funding/heritage-floor-space-scheme] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

161 Castlereagh Street



200 George Street

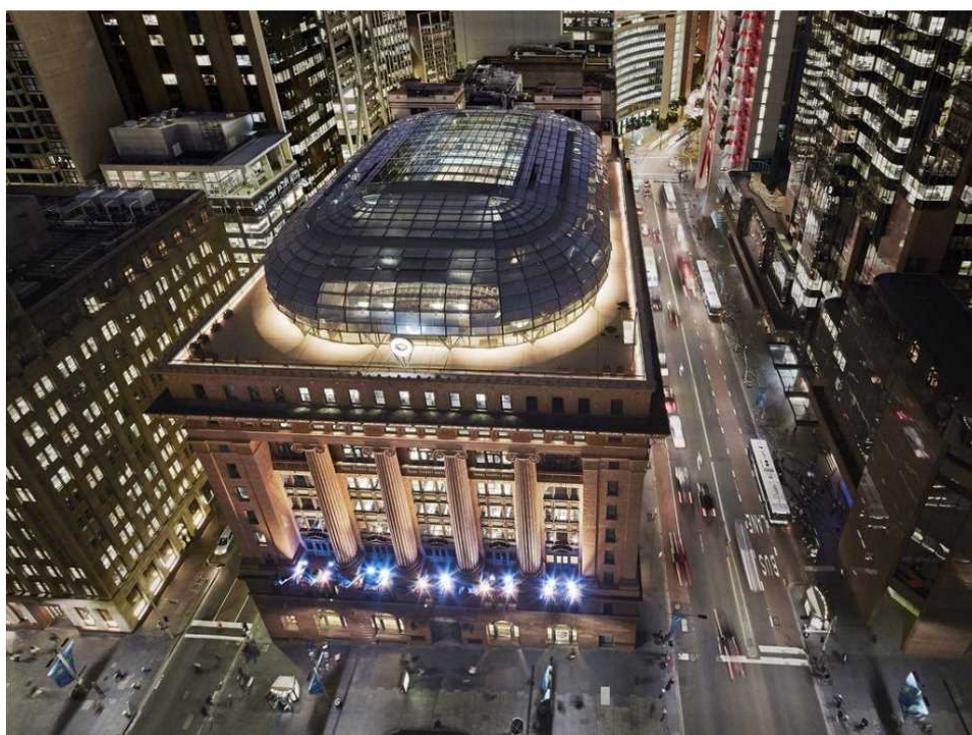


8-12 Chifley Square



CITY OF SYDNEY

(図表 6) HFS を購入して建築された建物  
(出典 : シドニー市プレゼンテーション資料)



(図表 7) HSF を遺産建築物自身に使用した例。上部ガラス状ドーム部分が HFS を使用して新たに増築された。

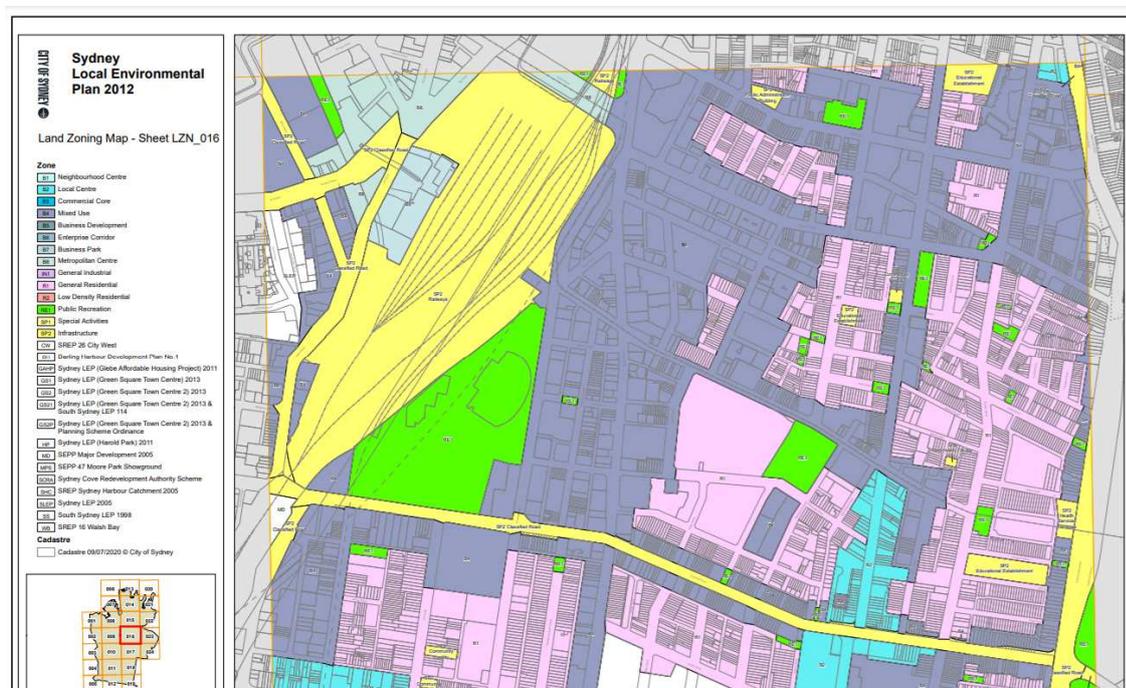
(出典 : シドニー市プレゼンテーション資料)

## (2) 計画のインセンティブ<sup>35</sup>

シドニー市においては、新たに建物を建てることのできる土地が少なく、また土地自体もかなり高額であるため、多くの建築物は建物の階数を増やすことで需要に対応している。また、シドニーは眺望が良いため、特にホテル等にとっては建物を高くする魅力もある。HFSを購入することで高さ制限の上限を超えて建築することができるようになるため、HFSの枠組は遺産保護のためのインセンティブとなっている。

## (3) HFS 授与の要件<sup>36</sup>

対象となる遺産建築物は、Sydney Local Environment Plan 2012の中で定められており、シドニー中心部の定められたエリア内に存在しているものでなければならない。シドニー市はSydney Local Environment Plan 2012の中で土地を区画分けしており、例えば図表8の地図の左上の薄い水色部分にある遺産建築物がHFS授与の対象となる。



(図表8) Sydney Local Environment Plan 2012 Land Zoning Map

<sup>35</sup> シドニー市職員 (Tony Smith, Urban Design & Heritage Manager, City of Sydney) 聞き取り (2022年1月14日)

<sup>36</sup> 「Sydney Development Control Plan 2012」5.1.6

[<https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/development-control-plans/sydney-dcp-2012>]

及び「Sydney Local Environment Plan 2012」6.10

[<https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/epi-2012-0628#pt.6-div.1-sdiv.1>] (最終閲覧日 2022年2月1日)

(出典：シドニー市「Sydney Local Environment Plan 2012」<sup>37)</sup>)

HFSを授与される遺産建築物は、建物全体でなければならず、建物の一部要素のみの遺産は対象とならない。

また、HFSの登録前に、申請者は保全管理計画にしたがって保全作業を完了しなければならない。保全管理計画が原則として含んでおかなければならない事項として、建物の既存の重要な構造を保護すること、建物の重要性を損なう要素を除去すること、管理保全作業のスケジュールを策定すること、必要に応じて証拠書類に基づいて元の構造を復元すること、建物の重要性と関連のある他の工事を実施することが挙げられている。

加えて、土地の利用に関する規約を盛り込んだ契約をシドニー市に登録する必要がある。規約の内容は、遺産建築物が建つ敷地内全ての建物の総床面積を増加させる又は遺産建築物の高さを増加させる開発を防止すること、及び、適切な保険及び維持費を確保することを含む定期的な維持管理により建物の継続的な保全を確保することと定められている。

HFSは各遺産に対して原則として25年に1回しか授与されないため、過去25年間の間にHFSが授与されていないことも条件となっている。

#### (4) HFS市場の状況<sup>38)</sup>

1971年から2021年10月までの間にHFSを授与された遺産建築物は86あり、その間に登録されたHFSの総面積は36万8,430平方メートルである。また、2021年10月時点で市に登録されている利用可能なHFSの面積は8万2,872平方メートルであり、そのうち今後利用予定のHFSは5万3,529平方メートルあった。今後利用可能なHFSの在庫として約3万平方メートル分登録簿に余裕があることになる。

2020年におけるHFS1平方メートルあたりの平均価値は2,036.48ドルであった。長期的に見て今後の潜在的なHFSの総需要は50万から60万平方メートルと見込まれている。一方で潜在的なHFS供給量は個人所有の建築物のもので35万平方メートル、政府所有のもので15万平方メートルあり、合計は約50万平方メートルと見積もられている。

図表9からわかるように、HFSの取引価値は年々増加傾向にある。

---

<sup>37)</sup> 「Sydney Local Environment Plan 2012」

[[https://eplanningdlprod.blob.core.windows.net/pdf-maps/7200\\_COM\\_LZN\\_016\\_005\\_20120926.pdf](https://eplanningdlprod.blob.core.windows.net/pdf-maps/7200_COM_LZN_016_005_20120926.pdf)] (最終閲覧日 2022年2月1日)

<sup>38)</sup> シドニー市職員 (Tony Smith, Urban Design & Heritage Manager, City of Sydney) 聞き取り (2022年1月14日) 及びシドニー市プレゼンテーション資料より

## Heritage Floor Space 2004 – 2021

Average HFS Sales recorded each calendar year

| Year | No. of transactions | Total (m <sup>2</sup> ) | Average price per m <sup>2</sup> |
|------|---------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 2021 | 2                   | 14,312.25               | \$2,100                          |
| 2020 | 4                   | 4,366                   | \$1,807                          |
| 2019 | 7                   | 16,183.75               | \$1,575                          |
| 2018 | 7                   | 2,777                   | \$1,450                          |
| 2017 | 6                   | 5,206                   | \$1,343                          |
| 2016 | 10                  | 10,575.5                | \$1,007                          |
| 2015 | 18                  | 13,338.1                | \$615                            |
| 2014 | 14                  | 15,519.5                | \$413                            |
| 2013 | 5                   | 7,342                   | \$331                            |
| 2012 | 7                   | 3,840                   | \$382                            |

(図表 9) 近年の HFS 市場の状況

(出典：シドニー市プレゼンテーション資料)

### (5) HFS を取得できない場合の代替手段<sup>39</sup>

現在、市場において入手可能な HFS が不足しているため、開発者が必要な HFS を調達するのに困難が生じている。シドニー市は HFS を取得できない場合のための代替手段を設けて対応している。

原則として、開発者は HFS を取得するために誠実で継続的な努力をしたうえで、取得できなかったことを市に示す必要がある。そのうえで建設開始後の指定された日までに HFS を取得することに同意するか、あるいは、申請時の HFS の市場価格に工事開始日から決められた日付までの期間の価格上昇分を足した金額をシドニー市の遺産保護基金へ支払わなければならない。HFS を指定された日付までに取得する最大限の努力をさせるため、取得できなかった場合に支払わなければならない金額は高額に設定される。さらに開発者は必要とする HFS に現在の単価をかけた額の銀行保証を提供しなければならない。この仕組みの下でシドニー市が得た資金は、遺産保護活動に充てられる。

結果として開発者がこの仕組みを利用した場合、追加の時間とコストが発生する可能性があるが、遅延することなく開発を開始することができる。

<sup>39</sup> シドニー市「Alternative Heritage Floor Space Allocation Scheme」 pp.3-5

[<https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/cultural-support-funding/heritage-floor-space-scheme>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

## おわりに

オーストラリアにおける遺産保護について、制度面においては、守るべき遺産を明確化しており、また連邦及び州の役割を明確化していることがわかった。さらに、制度をそのまま保持し続けるのではなく、ニューサウスウェールズ州の遺産法の事例のように、制度を時代に即し更新しており、合理的に保護されるよう柔軟に対応している。

具体的な取組については主にニューサウスウェールズ州及びシドニー市の取組に焦点を当てた。シドニーは年々人口が増加し、需要に伴い建物や土地の価格が高くなっており、そんな中で既存の遺産を取り壊すことなく、守ることが課題の一つとなっている。だが保存するだけでは維持管理費用が高すぎるため、遺産を保護しつつ、同時に利用することで遺産保護と土地開発の需要のバランスを取っている。

日本、とりわけ地方部とはやや状況が異なるが、観光利用だけでなく遺産をうまく活用することであらたな需要を生み出し、保護資金調達の助けとするこの仕組みが日本の遺産保護の中で少しでも参考となれば幸いである。

### 【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会シドニー事務所 所長補佐 福田 愛佳

## 参考文献

○文化庁ホームページ

[<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/kokusai/hitsuyosei.html>]

(最終閲覧日 2022 年 1 月 28 日)

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第 2 条

[<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0100000214>] (最終閲覧日 2022

年 1 月 28 日)

○和歌山県文化財保存活用大綱

[[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00207215\\_d/fil/wakayamaken-taikou.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00207215_d/fil/wakayamaken-taikou.pdf)] (最終閲覧日 2022 年 1 月 28 日)

○オーストラリア連邦政府「Australian Heritage Strategy」

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/australian-heritage-strategy-2015.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 3 月 7 日)

○1997 Council of Australian Governments「Heads of agreement on Commonwealth and State roles and responsibilities for the Environment」

[<https://www.awe.gov.au/environment/epbc/publications/coag-agreement>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○ENVIRONMENT PROTECTION AND BIODIVERSITY CONSERVATION ACT 1999 (CTH): A NEW ERA FOR COMMONWEALTH - QUEENSLAND ENVIRONMENTAL RELATIONS

[<https://documents.parliament.qld.gov.au/explore/ResearchPublications/researchBulletins/rb0899hg.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○オーストラリア連邦政府ホームページ

[<https://www.awe.gov.au/parks-heritage/heritage/organisations/australian-heritage-council/about>] (最終閲覧日 2022 年 3 月 7 日)

[<https://www.awe.gov.au/parks-heritage/heritage/places/list-overseas-places-historic-significance-australia>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

[<https://www.awe.gov.au/parks-heritage/heritage/underwater-heritage/auchd>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○オーストラリア政府及びオーストラリア遺産評議会「GUIDELINES FOR THE ASSESSMENT OF PLACES FOR THE NATIONAL HERITAGE LIST」

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/nhl-guidelines.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○オーストラリア遺産評議会「Protection of Australia's Commemorative Places and Monuments」

[<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/protection-australia-commemorative-places-monuments.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○ニューサウスウェールズ州政府ホームページ

[<https://www.heritage.nsw.gov.au/what-we-do/heritage-council-of-nsw/>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

[<https://www.heritage.nsw.gov.au/protecting-our-heritage/>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○ニューサウスウェールズ州政府「Review of NSW Heritage Legislation DISCUSSION PAPER April 2021」

[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/other/15549/Discussion%20Paper%20-%20Review%20of%20NSW%20Heritage%20Legislation%20-%20April%202021.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○Parliament NSW「Report No. 59 - Standing Committee on Social Issues - Review of the Heritage Act 1977」

[<https://www.parliament.nsw.gov.au/lcdocs/inquiries/2814/Report%20No.%2059%20-%20Standing%20Committee%20on%20Social%20Issues%20-%20Review%20of%20the%20Heritage%20Act%201977.pdf>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○Heritage Council of New South Wales「NEW USES FOR HERITAGE PLACES – GUIDELINES FOR THE ADAPTATION OF HISTORIC BUILDINGS AND SITES」

[<https://www.environment.nsw.gov.au/-/media/OEH/Corporate-Site/Documents/Heritage/new-uses-for-heritage-places-guidelines-for-historic-buildings-sites-adaptation.pdf%20>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○ニューサウスウェールズ州 (version for 10 December 2021)「Sydney Local Environment Plan 2012」

[<https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/epi-2012-0628#pt.6-div.1-sdiv.1>] (最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日)

○ニューサウスウェールズ州「Sydney Development Control Plan 2012」  
[<https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/development-control-plans/sydney-dcp-2012>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）

○シドニー市ホームページ  
[<https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/cultural-support-funding/heritage-floor-space-scheme>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）

○シドニー市「Alternative Heritage Floor Space Allocation Scheme」  
[<https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/cultural-support-funding/heritage-floor-space-scheme>]（最終閲覧日 2022 年 2 月 1 日）